

PCB 届出の記入方法の変更について（令和 7 年 3 月）

滋賀県循環社会推進課

PCB 特措法に基づく各種届出の記入方法についてまとめた記入要領（環境省作成）が改訂され、届出の記入方法が一部変更になりました（令和 7 年 2 月 28 日改訂）。令和 7 年度以降の届出にあたっては、改訂後の記入要領に基づきご記入ください。

変更されたポイントは以下の通りです。詳しくは改訂後の記入要領をご覧ください。

◇ （３）「廃棄物の種類」及び「製品の種類」（新要領 p3）

選択できる廃棄物（製品）の種類として、新たに⑳ 電圧調整器、㉑ 開閉器、㉒ 遮断器、㉓ 中性点抵抗器が追加されました。

◇ （４）「廃棄物の型式等」（新要領 p4）

電気機器の場合、「表示記号等」欄に、従来の記載事項に加えて銘板に記載されている油量もご記入いただくことになりました。

◇ （５）「量」（新要領 p6）

総重量（容器の重量を含む）と台数（個数）や容器の数（缶数等）の両方ともをご記入いただくことが明記されました。

◇ （６）「区分」（新要領 p7～8）

電気機器については、今後は下表のとおりご記入ください（一部、記入要領に記載のない点については、滋賀県としての運用を記載しています）。

機器の含有濃度	「濃度区分」欄	「参考事項」欄
高濃度（銘板情報や濃度測定により確定しているもの）	高濃度	
含有濃度不明（高濃度の可能性を否定できないもの）	不明	高濃度とみなして処分する場合は「みなし高濃度」
低濃度（含有濃度を測定済みなもの）	低濃度	濃度（単位付き）および分析機関名「〇〇mg/kg、××分析センター」
含有濃度不明（高濃度ではないが、低濃度の可能性がある安定器以外の機器）	低濃度	「濃度不明(〇年〇月頃測定予定)」※ ただし、低濃度とみなして処分する場合は「みなし低濃度」
含有濃度不明（高濃度ではないが、微量 PCB の混入の可能性を否定できない安定器）	不明	「微量混入のおそれ」

※ 濃度未測定のまま低濃度として届出していた機器について、後に測定した結果、非含有（濃

度が基準値以下) であると判明した場合は、その翌年度の届出において、参考事項欄に「基準以下」とご記入ください。

☆ (9)「処分業者との調整状況」(新要領 p8)

低濃度 PCB 廃棄物についても、処分業者との調整状況を「契約済み」、「未定」、「調整中」のいずれかを記入いただくよう、求めることになりました。

※ 届出様式備考欄には、低濃度 PCB の場合は「記入しなくて構わない」とありますが、滋賀県としてはこれまでも、「処分予定年月」欄や「廃棄予定年月」欄とともに、低濃度 PCB についても記載を求めてきたところです。引き続きこれらの欄にも記入をお願いします。

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
2-003	①変圧器 (トランス)	75 kVA	⑥三菱電機(株)	SF-T	S57.1	730	R7.9	1 台	295.0 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし	調整中	2.6mg/kg 島津
5-001	⑦コンデンサー (3kg以上)	50 kVA	⑩日本コンデンサ工業(株)	NEF-65050R	S50.1			1 台	31.0 kg	低濃度	なし	囲い有、揭示有	分別	なし	未定	濃度不明 R7.5